

第一期中期目標と第二期中期目標・計画（案）

第一期中期目標

第二期中期目標（案）

前文

大学の基本的な理念 全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす

今日の社会状況の変化は著しく、あらゆる分野で従来の組織・枠組みの改革・転換が迫られている。科学技術立国をめざす我が国の基盤をなす高等教育の担い手である大学にあっても、時代や社会の状況に的確に対応し、市民・社会のニーズに応え、自ら問題を提起し、解決策を提示するなど、その知的資産を広く社会に還元していく形態へと変わらなければならない。

とりわけ「公立大学法人名古屋市立大学」は、名古屋市を設立団体とし、名古屋市民によって支えられる市民のための大学であり、教育・研究の一層の推進と活性化を図ることにより、全ての市民が「誇りに思う・愛着の持てる」大学像を作り上げ、生活、環境、文化、産業等のあらゆる分野において、魅力ある地域社会づくりに貢献していく使命をもつ。

すなわち名古屋市立大学は、知の創造と継承をめざして真理を探究し、これに基づく教育を通じて社会に貢献することのできる有為な人材を育成するとともに、その成果を広く社会に還元することにより、科学・技術、芸術・文化、産業・経済の発展及び市民福祉の向上に寄与していく。また、常に社会に開かれ、市民が集い市民と共に歩む広場（A g o r a）として機能し、市民の幸せの実現、地域社会の活性化、ひいては我が国及び国際社会の発展に貢献することをめざす。

以上の基本的な理念を実現し、公立大学法人名古屋市立大学がその個性を発揮していくため、特に、次の2つの分野に関する教育・研究及び社会貢献活動に率先して取り組む。

1 医学、薬学、看護学という健康と福祉に関する学術分野を揃えた我が国唯一の公立の大学であることから、この特徴を活かし、医療、創薬を中心に、次世代育成や高齢者の健康づくりの支援、医療経済、ユニバーサルデザインの振興など、健康と福祉に関連する多くの学術分野を含めた全学的な取り組みを推進することにより、広く「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」をめざす。

2 21世紀の社会においては、人類共通の課題である「地球環境の保全」に取り組んでいかなければならない。

名古屋市立大学は、これまで蓄積してきた様々な知的資源を活かしつつ、持続可能な社会の形成に向け、広範な環境問題の解決のため、教育・研究、社会貢献、大学運営の各活動に取り組み、「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」をめざす。

前文

大学の基本的な理念 全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす

今日の人類社会の共通の課題のひとつは、それ自身がつくりだしたかつてない社会と自然の環境の変化による諸問題を克服し、限りある環境・資源と社会の発展を調和させた持続可能な共生社会を形成することである。

名古屋市を設立団体とする公立大学法人名古屋市立大学は、この持続可能な共生社会の形成の一助となるべく、高等教育研究機関にふさわしい知的創造力を以て、諸課題の解決に全力を挙げて取り組むとともに、こうした取り組みなどを通じ、魅力ある地域社会づくりに貢献することにより、「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる」大学像を着実に実現していく使命をもつ。

以上の基本的な理念の下、第一期中期目標期間においては、知の創造と継承をめざして真理を探究し、これに基づく教育を通じて社会に貢献することのできる有為な人材を育成するとともに、広く市民と連携し、地域・国際社会にその成果を還元することに努めるとともに、科学・技術、芸術・文化、産業・経済の発展と市民福祉の向上に寄与するため、とりわけ市民の健康と福祉の向上と、環境問題の解決への挑戦に、率先して取り組んできた。

第二期中期目標期間においては、第一期中期目標による法人・大学運営の実績を踏まえ、次の教育・研究及び社会貢献活動に率先して取り組む。

1) 名古屋市立大学は、医・薬・看護の医療系三学部を有する我が国唯一の公立大学として、その特性を生かし、市民の健康と福祉の向上に資する研究教育課題に積極的に取り組む。

2) 名古屋市立大学は、その教育・研究機能を通じて、その歴史と実績を活かして、次世代育成支援、地球環境の保全と社会環境の整備発展に関わる研究教育に重点的に取り組む。

3) 名古屋市立大学は、名古屋市民によって支えられる市民のための大学であることから、市民及び地域への教育研究成果の還元を通じて、名古屋市の行政課題の解決を始めとした地域社会の発展に寄与する。

これらの取り組みを安定して推進する基礎として、名古屋市立大学は教育力、研究力を強化するとともに、それを支える大学の運営基盤を整備する。

第一期中期目標	第二期中期目標（案）	第二期中期計画（案）
---------	------------	------------

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	
第 1 中期目標の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。なお、本中期目標の達成に向けた具体的取組みを示す中期計画及び年度計画を公立大学法人名古屋市立大学が策定するに当たっては、数値目標と実施年度の目標を定めて実施するものとする。 第 2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するために、名古屋市立大学に、別表に記載する学部及び研究科並びに附属病院及び自然科学研究教育センターを置く。	第 1 中期目標の期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。なお、本中期目標を達成するための計画である中期計画を公立大学法人名古屋市立大学が策定するに当たっては、数値目標と実施年度の目標を定めて実施するものとする。 第 2 教育研究上の基本組織 名古屋市立大学に、別表に記載する学部及び研究科並びに附属病院及び自然科学研究教育センターを置く。	
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
II－第 1 教育に関する目標	II－第 1 教育に関する目標	I－第 1 教育に関する目標を達成するための措置
教育は、大学の最も重要な使命であり、あらゆる機会を通じて幅広い視野と教養、「共生」の精神、豊かな創造性を身につけた人材を育成する。また、高度な知識と技術を身につけ、目的意識と主体性を持って、地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成する。	教育は、学部・大学院を問わず、大学が社会や学生・大学院生に対して果たす最優先の責務であり、その強化に取り組む。そして、あらゆる機会を通じて幅広い視野と教養、「共生」の精神、豊かな創造性を身につけた人材を育成する。また、高度な知識と技術を身につけ、目的意識と主体性を持って、地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成する。	
1 教育の内容等に関する目標 (1) 入学者受入れの方針 ア 学部教育 勉学への強い意欲を持ち、十分な基礎学力を備え、人間性に優れた、将来、地域や社会で活躍できる適性を持った多様な人材を選抜する。 イ 大学院教育 基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を選抜する。 (2) 教育内容 ア 学部教育（教養教育） 教養教育では、社会の一員として自己のあり方を認識し、社会全体の幸福の実現に向けて貢献できるような人間形成を図ることを目標とする。そのため、総合大学としての特性を活かした全学的・学際的な教養教育体制の確立を図り、次の項目を重点的に実施する。 (ア) 人類の歴史と文化を継承すべき社会人としての教養を涵養する。 (イ) 地球規模的な視野、総合的な判断力を養成し、今日的問題意識を涵養する。 (ウ) 自然と共生し、生命あるものを慈しむ豊かな人間性を涵養する。 (エ) 専門教育に円滑に進むための基礎的学力の修得を図る。	1 教育の内容及び教育の成果に関する目標 (1) 学士課程 ア 入学者選抜においては、十分な基礎学力を備えていることを重視し、勉学への強い意欲を持ち、将来、豊かな人間性を涵養し、地域や社会で活躍できる適性を持った多様な人材を確保する。 イ 教養教育では社会の一員として自己のあり方を認識し、社会全体の幸福の実現に向けて貢献できるような人間形成を図る。 また、総合大学の特性を活かした全学的学際的な教育体制を構築することで、大学教育の基礎となる重要な課程である教養教育を体系化し強化する。 ウ 専門教育では、各学部が掲げる教育目的を達成するために、教育内容のさらなる体系化と充実を図り、それぞれの分野で活躍し、地域や社会に貢献しうる人材を育成する。	1 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置 (1) 学士課程 ア 入学者選抜 - 優れた志願者を募るための、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の更なる明確化と社会への周知の徹底 - 出願状況や入学者の追跡調査等のきめ細かな分析を、入試方法の点検・改善、入試広報の充実へ反映 イ 教養教育 - 大学教育の基礎をなす一般教養を涵養する教育の充実 - 専門教育に対応できる基礎学力の取得 - 教養教育における語学力教育体制の強化と学生の語学力向上 - 情報処理通信技術を活用した教育プログラムの構築 ウ 専門教育 - 各学部の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）の明確化と、教育プログラム策定による専門性・学際性を育む教育の実施 - GPA（単位当たりの成績評価制度）に基づく進級基準及び卒業判定基準の導入による、より厳格な成績評価の実施 - 学部・学科の枠を越えた共通科目、大学間の単位互換などによる、幅広い知識を習得できる仕組みの充実

(オ) 高度情報化社会に対応できる基礎的知識の修得を図る。 (カ) 基本的コミュニケーション能力の修得を図るとともに、国際社会における相互の文化について理解を深める。 イ 学部教育（専門教育） 専門教育では、それぞれの分野で活躍し、社会に貢献しうる人材を育成することを目的として、各学部の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。 (ア) 学部専門教育の到達水準を明確にし、それを推進するためのカリキュラム編成を行う。 (イ) 課題探究・解決能力を備えた創造性豊かな人材を育成する教育を推進する。 (ウ) 学生の学習意欲に柔軟に対応するため、単位互換・課外学習・交流協定に基づく海外派遣など多様な履修体系の推進を図る。 (エ) 英語による専門教育や国家資格等の取得を念頭においた専門教育の体系の整備・充実を図る。 ウ 大学院教育 大学院教育では、高度専門職業人の育成に努めるとともに、創造力豊かな若手研究者の育成により、高度かつ先進的な国際水準の研究レベルを有した人材を育成する。そのため、各研究科の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。 (ア) 基礎的、先端的な教育・研究を行い、大学院教育の充実を図る。 (イ) 研究科間及び大学間の連携など、学内外と広く連携することにより、学際的な大学院教育を推進する。 (ウ) 研究活動を通じて、次代を担う若手研究者の育成を図る。 (エ) 高度な専門性を持つ職業人を育成する。 (オ) 社会人のより高度な学習需要への対応を図る。 (3) 成績評価 授業科目ごとの学習目標、成績評価基準等を明らかにし、達成度による公正な成績評価を行い、適切な単位認定、進級・卒業判定を行う。	(2) 大学院課程 ア 入学者選抜においては、基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を確保する。 イ 大学院教育では、大学院生への研究指導は研究活動の活性化の一環であるとの認識に基づき、高度な専門性と学際的視点を備えた研究者及び職業人を育成する。	・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の策定・公表 (2) 大学院課程 ア 入学者選抜 ・優れた志願者を募るための、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の更なる明確化と、社会への周知の徹底 ・出願状況の分析結果を、入試方法の点検・改善、入試広報の充実へ反映 ・入学定員や入学試験実施体制等の見直しによる適正な定員充足率の維持 イ 大学院教育 ・各研究科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）の明確化と、教育プログラム策定による専門性・学際性を育む教育の実施 ・共同大学院の設置など、学内外での大学院の連携の充実 ・社会人の高度な学習需要に対応した教育の充実 ・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の策定・公表 ・必要に応じた専攻課程の改廃、開設や規模（入学定員）の見直し ・大学院生の研究環境整備及び研究資金の支援
2 教育の実施体制等 (1) 教育実施体制 ア 教養教育の充実・強化を図る全学的な推進体制を整備する。 イ 体系的カリキュラムを実施するため、学部・研究科ごとに教育責任体制を確立する。 ウ 学内及び大学間での教育連携による単位互換を推進する。 エ 学外の多様な人材を活用できるように、教育体制の構築を行う。	2 教育の実施体制等に関する目標 (1) 教育実施体制 社会的な要請や時代の変化などに対応して、教員配置、教育支援体制、カリキュラムなどの教育実施体制について常に戦略的検証・検討を行い、その充実・強化に努めることにより、より適切な体制を確立する。	2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (1) 教育実施体制 ・「教育支援センター」の整備による体系的で全学的な教育支援体制の構築 ・教育体制の点検と、全学的視点に立った適切な教員配置 ・人文社会学部の学科の社会的ニーズに即した再編による、現代的課題に対応した学部教育強化、体制の設立 ・自然科学研究教育センターの教員の活用と強化による、地域の社会的ニーズに応じた学部への改組の検討

(2) 教育環境 ア 教育施設について、学生及び教職員にとって利用しやすい環境整備に努める。 イ 高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、情報教育の環境を整備する。	(2) 教育環境 教育施設について、学生及び教職員にとって利用しやすい環境整備に努めるとともに、教育用情報環境を整備・拡充する。	(2) 教育環境 ・教育関連の施設・設備の充実 ・情報通信技術を活用した教育環境の整備 ・自学自習環境の整備と電子図書館機能に重点を置く学習支援機能の充実・強化
(3) 教育の質の改善のためのシステム ア 教育に対する自己点検・評価、外部評価等を有効に活用し、教育内容や方法等の改善を図る。 イ 学生による教育評価を実施するとともに、それに基づく教員の教育内容の改善に関する取組みを体系的に実施し、教育の質の向上を図る。	(3) 教育の質の改善のためのシステム ア 教育に対する自己点検・評価、学生による教育評価、外部評価等を有効に活用するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD：教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取組み）を体系的に実施し、教員の教育能力の向上を図る。	(3) 教育の質の改善のためのシステム ・「教育支援センター」によるFDへの体系的取り組みとその効果検証の積極的推進 ・新任教職員研修等の体系化された研修プログラムの整備 ・教員の教育活動の評価（自己点検・評価、学生による評価、その他の外部評価）による教育内容の改善及び教育の質の向上のシステム作りと実施
	イ 教務事務体制の整備・強化を行うとともに、教務事務スタッフの職能開発を行い、教育支援能力の向上を図る。	・教務事務体制の量的質的な整備・強化
3 学生への支援 (1) 学習支援 学習への意欲を増進させ、学習過程上の障害を解決できる体制を整えるとともに、学生へのより良い情報伝達システムを構築する。 (2) 就職支援 学生の就職支援を強化し、学生の需要に的確に応えるため、支援体制と情報提供の充実を図る。 (3) 経済的支援 勉学・研究意欲を持った学生・大学院生で経済的な支援を必要とする者に対し、できる限り勉学等に専念できるよう、体系的な経済的支援に取り組む。 (4) 生活支援・健康管理 学生が利用しやすい生活相談体制や健康管理の支援体制を整備する。 (5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援 ア 留学生が異なる生活環境や文化に対応できるよう、留学生に対する支援を充実させる。 イ 社会人学生に対する支援の強化を図る。 ウ 障害者等に対する教育環境の改善を図る	3 学生への支援に関する目標 (1) 多様な学生のニーズに応じた学習支援、就職支援、経済的支援、生活支援及び心身の健康管理の支援を充実させる。	3 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ・学生の自立的学習を促進するための環境及び学習支援体制の整備・充実 ・学生・院生へのキャリア形成支援・就職支援の充実 ・多様な学生のニーズに応じた経済的支援・生活支援・健康管理支援の体制の整備 ・障がい学生に対する学習支援への総合的取組み
	(2) 幅広い見識と豊かな人間性を涵養するため、学内外における学生の自主的な社会貢献活動を奨励・支援する。	・学生の自主的な社会貢献活動の奨励・支援
Ⅱ－第2 研究に関する目標	Ⅱ－第2 研究に関する目標	I－第2 研究に関する目標を達成するための措置
学術研究は、知の創造により将来を切り開く活動であり、基礎、応用、臨床等の各研究の分野において、国内外に通用する先端的な研究活動を推進する。また、研究分野における選択と集中を図り、時代や社会の要請に対応した研究活動を推進する。	学術研究は、知の創造により将来を切り開く活動であり、時代や地域・社会の要請に対応した選択と集中に基づき、基礎、応用、臨床等の各研究の分野において、国内外に通用する先端的な研究活動を推進する。	

１ 研究水準及び研究の成果等 (1) 基礎的、応用的、開発的研究の各分野において、世界の水準で競争できる研究活動を推進する。 (2) 学部・研究科を越えた横断的・学際的な共同研究を積極的に進めるとともに、国際的共同研究プロジェクトへの参加を推進する。 (3) 研究費の重点配分等を行うことによって、市民の健康と福祉の向上や環境問題の解決に資する研究等を積極的に支援し、その成果を教育、社会福祉、環境保全、産業振興、地域振興、共生社会の実現等に還元する。	１ 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (1) 基礎的、応用的、開発的研究の各分野において、世界の水準で競争できる研究活動を推進する。 (2) 健康の維持増進、次世代育成支援、地球環境の保全、社会環境の整備発展等に資する研究に重点的に取り組み、その成果を市民、地域・社会へ還元する。	１ 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ・各学部・研究科の特性を活かした研究の推進 ・学内外・国内外との横断的・学際的な協力体制の構築による共同研究の積極的推進 ・大学の特性を活かしたプロジェクト研究等の推進による具体的成果の産出 ・（研究成果の地域・社会への還元については、「Ⅰ－第３ 社会貢献等に関する目標を達成するための措置」の「２ 産学官連携に関する目標を達成するための措置」に記載）
２ 研究の実施体制等 (1) 研究成果の評価 研究成果の評価システムを構築し、研究費・処遇等に反映させる。 (2) 研究資金の獲得・配分 ア 研究資金の一律配分を廃し、基礎的研究費の保証と重点的配分、とりわけ研究成果の評価を反映させた配分へと転換を図る。 イ 公的研究資金や民間研究資金を積極的に獲得するための組織的な支援体制の構築を図る。とりわけ研究教育拠点形成型の大型研究資金の獲得に全学的に取り組む。 (3) 研究体制の整備 ア 社会のニーズに対応するため、既存の研究領域の枠を越えた横断的・学際的な研究分野の開拓や企業等との共同研究を推進することができる柔軟な研究体制を構築する。 イ 学内の「研究所」機能を強化するとともに、高度研究用機器の共同利用を推進し、効率的な利用体制を確立する。 ウ 各種指針、ガイドライン等に基づいて研究が行われる体制を充実する。 (4) 知的財産の創出 名古屋市立大学の特性を踏まえた知的財産の創出・管理・活用システムの強化を図る。	２ 研究の実施体制等に関する目標 (1) 研究活動の支援体制を整備し、研究基盤を強化するとともに、外部資金獲得に全学的に取り組む。特に社会のニーズが高い研究課題に対して、引き続き研究費の重点的配分を行うとともに、全学的支援体制を構築して取り組む。	２ 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ・大型外部資金獲得支援や大学の特性を活かすプロジェクト研究等への申請支援の体制の強化 ・科学研究費補助金等への申請支援体制の強化 ・研究コンプライアンス制度の運用改善
	(2) 次世代を担う若手教員・女性教員・大学院生の研究支援体制を確立する。	・次世代を担う研究者育成のための研究環境の整備及び研究資金の支援

Ⅱ－第３ 社会貢献等に関する目標	Ⅱ－第３ 社会貢献等に関する目標	Ⅰ－第３ 社会貢献等に関する目標を達成するための措置
名古屋市立大学の有する資源を活用し、「地域連携」や「産学官連携」を通じて、市民、地域社会、企業等と協働し、名古屋都市圏の抱える課題や21世紀の社会が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく。とりわけ「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」、「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」として、社会貢献に積極的に取り組む。	名古屋市立大学の有する資源を活用し、「地域貢献」や「産学官連携」を通じて、市民、地域社会、企業等と協働し、名古屋市の行政課題の解決を始めとした地域社会の発展に向けて取り組んでいく。	

1 市民・地域社会との連携 (1) 市民・地域社会と大学との連携を進めるため、若者から高齢者まで地域社会の幅広い人々が大学に集い、交流し、活動する広場（A g o r a）として大学の施設を提供する。また、一般市民から専門職業人まで多様な生涯学習の要望に応じていくため、高等教育機関としての特性を活かし、生涯学習の幅広い展開を図る。とりわけ、今後、高齢期を迎える団塊の世代を始めとして、勉学や就労について意欲の高い高齢者の社会参画や人材活用の視点を踏まえた社会貢献活動を推進する。 (2) 次世代育成、高齢者の健康づくり、発達障害、ユニバーサルデザイン、環境問題など市民や地域の課題等について、地域社会、行政、N P O 等と連携した研究プロジェクトを推進する。	1 市民・地域社会への貢献に関する目標 (1) 市民に対する生涯学習の幅広い展開を図るとともに大学の施設を提供するなど、大学の財産を市民及び地域へ還元し、豊かな地域社会づくりに寄与する。 (2) 教育・研究活動を通じて地域の諸課題の解決に協力するなど、地域と交流・連携したまちづくり活動に積極的に関わる。	1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置 ・公開講座等の充実による幅広い世代に対する生涯学習機会の提供 ・学校施設等の利用及び開放の推進による地域・市民の知的文化活動への貢献
2 産学官連携 (1) 市民に支えられる大学として、名古屋市を始めとした名古屋都市圏の自治体、行政機関等の政策の形成や発展に積極的に関わる。とりわけ、健康と福祉の向上や環境問題の解決等に向け、行政等との連携を進める。 (2) 初等中等教育を一層魅力あるものにするため、教育委員会等との協力関係を強化する。 (3) 産学連携を推進し、大学の持つ知的資産の企業等での活用を図り、科学技術の進展等に貢献する。	2 産学官連携に関する目標 (1) 行政との協働的な関係を築き、行政諸課題の解決に向けて、政策ニーズと適合した提言などを通じて、名古屋市を中心とした名古屋都市圏の発展に寄与する。 (2) 高等学校教育との連携強化をはじめ、教育委員会との協力関係をさらに推進する。 (3) 産学官連携を推進し、大学の知的資産の企業等での活用を図り、科学技術の進展等に貢献する。	2 産学官連携に関する目標を達成するための措置 ・行政施策やまちづくりへの研究成果の還元 ・地域課題に対する調査・提言等 ・産学官連携活動の推進、各種イベントへの積極的参加による技術シーズの発信
Ⅱ－第4 国際交流に関する目標	Ⅱ－第4 大学の国際化に関する目標	I－第4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置
国際感覚豊かな人材を育成するため、学生交流を推進するとともに、国際的な共同研究、支援活動を推進し、地域の国際化への寄与や国際社会への貢献を果たしていく。	大学の教育研究機能の国際化を積極的に推進する。 1 海外の大学との大学間交流の充実を図るとともに、学生・教職員による国際交流に対する支援体制を整備し、国際化をより一層推進する。 2 国際感覚豊かな人材を育成するとともに、国際的な共同研究、支援活動を推進し、地域の国際化への寄与や国際社会への貢献を果たす。	・国際化推進拠点としての「国際交流センター（仮称）」の設置、組織の充実 ・大学間交流協定による交流の充実 ・学生・教職員の交流推進 ・海外公的機関などへの学生派遣、教員の国際的活動に対する支援 ・地域における国際交流活動などへの支援
Ⅱ－第5 附属病院に関する目標	Ⅱ－第5 附属病院に関する目標	I－第5 附属病院に関する目標を達成するための措置
附属病院は、医学部、薬学部及び看護学部を有する名古屋市立大学の特性を活かし、地域の医療機関との連携のもとに、市民に最高水準の医療を提供していく。	大学の附属病院としての特色ある医療を通じて、広く地域や社会に貢献する。	

1 名古屋都市圏の基幹病院として、名古屋市が設置する保健・医療機関との連携体制をつくりあげ、市民医療ネットワークを構築し、名古屋市の保健・医療・福祉政策の要となる。 2 情報の共有と公開により医療の安全性を高め、市民が安全で、安心して受けられる医療を提供する。 3 医師等の養成を担う中核医療機関として、優れた見識と技能を持つ人材を育成する。 4 医学部、薬学部及び看護学部等と連携した教育・研究を推進し、高度先進医療を始めとした先端の医療技術を開発し、提供する。 5 教育研究機関としての機能を追求しつつ、財務・人事管理の両面において経営感覚を発揮して、健全な経営基盤を確立する。	1 高度かつ先進的で、高い技術を要する医療に積極的に取り組むとともに、質の高い安全安心な開かれた医療を提供する。	1 高度かつ先進的で、安全安心な開かれた医療の提供・診療体制の充実 ・診療体制の充実 ・チーム医療の推進 ・先進医療・高度医療の推進 ・医療機器の更新 ・病院設備の更新 ・次期病院情報システムの導入 ・医療安全・感染対策の推進 ・救急医療、周産期・小児医療、低侵襲手術を始めとする急性期病院としての機能の強化 ・診療実績の開示の推進 ・情報発信の強化
	2 名古屋市が設置する医療機関を始め、地域の医療機関等と相互協力関係を強化し、社会貢献としての地域医療への支援など、地域住民の要請に応えられる医療を提供する。	2 地域住民の要請に応えられる医療の提供 ・市立の病院との医療面での相互協力関係の強化 ・地域医療連携の推進や在宅医療機関との連携
	3 高い倫理観と優れた技術・見識を有する医療人を育成する。	3 医療人の育成 ・後期研修医教育の強化 ・専門資格、専門知識を持った職員の育成 ・シミュレーションセンターの充実
	4 教育研究機関としての機能を追求しつつ、病院の経営と運営の改善を継続することにより、健全で安定的な運営体制を確保する。	4 健全で安定的な運営体制の確保 ・経営マネジメントの推進 ・患者アメニティ等、病院施設の改善 ・病院長の権限強化を図ることによる自主的運営体制の確立
Ⅱ－第6 情報システムの改善に関する目標		
情報システムの改善及び管理体制の一元化を進め、教育・研究支援体制の強化、学生サービスの向上、広報の充実、大学運営の効率化を図る。	項目を削除	項目を削除

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
法人化に当たり、必要なことは、大学運営に係るマネジメントシステムの抜本的改革である。教職員の意識改革を進めるとともに、運営体制について着実な改革を推進する。 第1 運営体制の改善に関する目標 理事長のリーダーシップが発揮できるよう、企画立案機能、補佐体制等を強化した運営体制を確立する。 第2 教育研究組織の見直しに関する目標 教育・研究の進展や医療の進歩等による、社会的要請に対応した教育・研究体制や診療体制の見直し、改善を行う。 第3 人事の適正化に関する目標 1 中長期的な人事計画を策定し、法人業務を効率的に遂行するために必要な職員体制、人員（人件費）管理を確立する。	Ⅲ－第1 組織運営の改善に関する目標 1 企画立案機能を強化し、理事長のリーダーシップのもと、社会のニーズに迅速、的確かつ弾力的に対応できる運営体制を確立する。	Ⅱ－第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 1 運営体制 ・全学的な企画立案を担当する組織の充実 ・経営審議会、教育研究審議会、教授会の機能分担のもとでの役員会等による機動的な合意形成・意思決定
	2 中期的な人事計画を策定し、法人業務を効率的かつ安定的に遂行するために教育研究支援体制を始めとする必要な職員体制を確立するとともに、適正な人員（人件費）管理を実施する。	2 人事 ・新たな分野や重要課題への対応のための人員確保と、社会状況の変化等に合わせた弾力的かつ効率的な人員配置、並びに適正な人件費管理
	3 大学にとって有用な人材を確保するとともに、人材育成制度を充実する。とりわけ、法人の自律的な運営の核となる固有職員の確保と育成を図る。	3 人材確保 ・多様な雇用形態の活用や働き方のニーズへの的確な対応等による有用な人材の確保 ・派遣職員から固有職員への切替えを図り、固有職員を中心とした職員体

2 公正で弾力的な採用方法により、大学にとって有用な人材を確保するとともに、高度な専門性を有する職員の育成を図る。 3 教職員が多様な活動により大学や社会に貢献し、その貢献が公正に評価される人事評価システム、服務制度を確立し、教職員のモラルアップや地域社会等への貢献をめざす。 4 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、女性教員の増加を図る。 第4 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務組織・職員配置の再編、見直し、外部委託の活用等により、事務処理の効率化・合理化を推進する。	4 教職員の大学や社会への貢献を評価する人事評価システムを的確に実施し、処遇等への反映に活用することで、教職員の士気の高揚や組織の活性化を図り、教育・研究の充実・強化、地域社会等への貢献をめざす。	制を確立 ・研修制度の充実や昇任制度の拡大実施による固有職員の育成等
	Ⅲ－第2 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務処理の定期的な点検、情報化等により、効率化・合理化を推進する。	Ⅱ－第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ・職員の意識改革と、定期的な業務点検による業務の効率化、システム化の推進
Ⅳ 財務内容の改善に関する目標	Ⅳ 財務内容の改善に関する目標	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標 1 企業会計原則に基づき財務内容に透明性を持たせ、効率的な経営を行うことにより、法人の経営基盤の強化を図る。 2 法人の財務管理について、大学と附属病院の経営改善の成果が明確になり、それぞれの経営改善に反映できる仕組みを構築する。	Ⅳ－第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標 引き続き資金の透明性の確保に努めるとともに、適切な財務分析に基づく安定した財務運営の指標と指針を確立し、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図る。	Ⅲ－第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置 ・財務指標等を活用した財務分析に基づく大学と病院それぞれの特性を踏まえた適切な経営改善策の実施
第2 外部研究資金その他の自主財源の確保に関する目標 1 科学研究費補助金、競争的研究資金、企業からの研究資金等の外部研究資金の獲得を支援する体制を整備し、管理の集中化を図り、資金の流れの透明性を高めるとともに、受け入れた経費の有効な活用を図る。 2 自主的・自律的な大学運営を行うため、自主財源の安定的な確保に努める。 第3 経費の抑制に関する目標 大学の業務全般について、業務の見直しを推進し、効率的・合理的な運営に努め、経費の抑制を図る。	Ⅳ－第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標 法人運営に必要な自己収入の増加に努めるとともに、業務の見直しを推進し経費の抑制を図る。	Ⅲ－第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ・授業料等学生納付金についての適正な学生負担額の検討 ・病院収入確保の努力と多様な収入の獲得の推進による自己財源の拡充 ・業務の見直しやエネルギー使用量の削減努力による予算の効率的活用
第4 資産の運用管理の改善に関する目標 全学的な視点に立った適正な運用管理システムを構築し、大学の保有する土地、施設、設備、知的財産等の資産の効率的・効果的な運用を図る。	Ⅳ－第3 資産の運用管理の改善に関する目標 法人運営の基盤となる土地・施設・設備等の資産の適正な運用管理のもと、有効活用を進める。	Ⅲ－第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ・保有資産の正確な現状把握と学内の共同利用促進、並びに有償貸付拡大などによる資産の効率的運用

Ⅴ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標	Ⅴ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標	Ⅳ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置
第1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価の結果等を公表し、大学運営の改善に結びつけるシステム及び体制の確立を図る。	Ⅴ－第1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価を充実するとともに、評価結果を公表し、大学運営の改善を進める。	Ⅳ－第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ・部局単位及び教養教育の自己点検・評価の計画的実施、並びに認証評価受審に向けた準備と法人全体の自己点検・評価の実施 ・自己点検・評価の結果の学内外への公表、並びに大学運営の改善への活用

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標	Vー第2 広報・情報公開等の推進に関する目標	IVー第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、研究成果や知的財産等、大学の持つ資源を広く情報提供するため、広報体制を強化する。	市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、戦略的広報の充実を進め、大学の持つ魅力を社会へ強く発信していく。	・大学間競争に競り勝つための広報組織の体制強化 ・ウェブサイト及び大学広報誌の充実化とパブリシティの推進 ・研究成果の公開推進

VI その他の業務運営に関する重要目標	VI その他の業務運営に関する重要目標	V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
第1 施設設備の整備・活用等に関する目標	VIー第1 施設設備の整備・活用等に関する目標	Vー第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
中長期的な視点に立って、計画的な施設の整備・改修を進め、附属病院を含め良好なキャンパス環境を形成する。	良好なキャンパス環境を確保するため、施設・設備の整備・改修を計画的に進める。	・建物の長寿命化と機能向上を含めたリニューアルを図るための再生整備マスタープランの作成 ・耐震性能の劣る評価Ⅱー1の建物の耐震改修の実施 ・更新計画に基づく老朽化した主要設備の更新 ・（教育に係る施設設備の整備については、「Ⅰー第1 教育に関する目標」に記載） ・（附属病院に係る施設設備の整備については、「Ⅰー第5 附属病院に関する目標」に記載）
第2 環境配慮、安全管理等に関する目標	VIー第2 環境配慮、安全管理等に関する目標	Vー第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置
1 教職員・学生に対し、地球環境問題に関する意識の啓発を図るとともに、環境に配慮した大学運営を行い、その取り組みや成果を公表する。 2 施設管理、学生の安全確保など全学的な安全管理体制を整備するとともに、防災対策などの危機管理体制を強化・確立する。 3 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、労働・研究環境等の整備を行う。	1 名古屋市立大学環境憲章の基本理念に沿って、環境負荷の低減と環境保全に努め、教育研究活動を通じて次世代を育成し、社会に貢献する。	1 環境配慮 ・構成員に対する啓発活動の実施 ・地球温暖化対策としてのCO2削減、エネルギー消費削減 ・環境教育と人材育成の実施 ・環境対策につながる研究の推進 ・環境政策推進体制の整備
	2 施設管理、学生の安全確保のほか、研究機関としての全学的な安全管理体制を充実するとともに、防災対策などの危機管理体制を強化する。	2 安全管理 ・研究面における安全管理全体を総括する組織の設置 ・大規模災害に備えた危機管理等の各種マニュアルの再点検・整備、並びに講習、訓練等の実施
	3 学生・教職員その他大学内で働き学ぶあらゆる構成員に対するすべてのハラスメントを防止し、その基本的人権を守るための制度の整備・運用につとめ、学内からあらゆる人権侵害を追放する。	3 人権対策 ・ハラスメント等の人権侵害の防止に関して教職員の理解を深めるための研修等の実施と、相談窓口等の充実
	4 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、教育、研究及び労働環境の整備を進めるとともに、女性教職員の増加や意思決定・政策立案過程への参画を促進する。	4 男女共同参画 ・教育・研究と出産・育児の両立ができる就業環境の整備等による女性教員比率の向上 ・意思決定・政策立案過程へ参画できるポストへの女性教職員の積極的登用
	VIー第3 コンプライアンスの推進に関する目標 倫理規範の遵守と業務の適正な執行を徹底し、社会的信頼を維持する。	Vー第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置 ・倫理関係規程に関する理解の深化と大学職員としての職業倫理の浸透を図るための継続的な意識啓発 ・適正な業務執行の徹底と内部統制機能の強化を図るための計画的な内部監査の実施、並びに監査結果のフォローアップ